

建築主の皆様へ

—新たに入居される住民の自治会加入のお願い—



さいたま市では、「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、さいたま市自治会連合会と連携して、自治会への加入促進に取り組んでいます。

建築主の皆様方におかれましては、さいたま市内で新しくマンション等の集合住宅や戸建住宅を建設される際、地域の支えあい、安心して暮らせるまちづくりのため、次の事項についてご協力いただきますようお願いします。

- 1 建設の際、事前に地元自治会に対し、自治会への受け入れについて相談していただきますようご協力をお願いします。
- 2 入居説明会や契約の際、新たに入居される住民に対し、自治会加入を勧めていただきますようご協力をお願いします。

※ なお、新たに自治会を設立する場合は、自治会設立について地元自治会との調整など十分に配慮していただきますようお願いします。

※ 自治会加入及び自治会設立に関する相談は、各区役所コミュニティ課までお問い合わせください。 【区役所コミュニティ課】（市外局番 048）

西 区	☎ 620-2621 (FAX 620-2671)	桜 区	☎ 856-6131 (FAX 856-6273)
北 区	☎ 669-6021 (FAX 669-6161)	浦和区	☎ 829-6040 (FAX 829-6232)
大宮区	☎ 646-3021 (FAX 646-3161)	南 区	☎ 844-7131 (FAX 844-7271)
見沼区	☎ 681-6021 (FAX 681-6161)	緑 区	☎ 712-1131 (FAX 712-1272)
中央区	☎ 840-6021 (FAX 840-6161)	岩槻区	☎ 790-0123 (FAX 790-0261)

自治会加入促進リーフレット活用をお願い

さいたま市では、さいたま市自治会連合会と連携して、「自治会加入促進リーフレット」を作成しています。

新たに入居される住民への説明の際にご活用いただき、自治会加入を勧めていただきますようご協力をお願いします。

なお、リーフレットにつきましては、区役所コミュニティ課（前面に記載）にご連絡いただければ、お送りさせていただきます。

自治会とは

自治会とは、一定地域内にお住まいの住民の地縁に基づいて形成された住民自治組織のことをいいます。

さいたま市内には、自治会のほか、自治協力会や町内会などの名称がありますが、これらの組織を総称して「自治会」と呼んでいます。

各自治会では、地域の安全や生活環境の向上など地域課題の解決に向け、防犯、防災や環境美化などに取り組むとともに、運動会や夏祭りなどレクリエーション活動を通じて住民同士の交流を深める活動を行っています。

【令和2年4月1日現在】861自治会

【主な活動例】

● 交通安全・防犯活動

交通安全啓発活動、防犯パトロールの実施 など

● 防災活動

防災訓練、避難所運営訓練 など

● レクリエーション活動

祭りや運動会、世代間交流事業 など

● 情報提供活動

広報紙の発行、市役所等からのお知らせの回覧 など

● 環境美化活動

ごみ収集所の設置及び維持管理、道路・公園などの清掃、花の植栽 など



※その他にも、地域内の各種団体と協力して活動しています。

さいたま市市民局市民生活部コミュニティ推進課
(Tel 829-1068、FAX 829-1969)